

2020年派遣
 APU-ネオマビジネススクール
 学部ダブルディグリー・プログラム募集要項



出願期間	2020年2月3日(月)~3月19日(木)16:30
書類審査結果発表	2020年3月26日(木) *APU在學生にはキャンパスターミナルにて連絡 *入学予定者には申請時に登録したメールアドレスに連絡
TOEFL実施予定	2020年4月2日(木)
TOEFL結果発表及び面接日時発表	2020年4月10日(金)16:30 *キャンパスターミナルにて連絡
面接実施予定	2020年4月14日(火)~4月15日(水)
学内選考結果発表	2020年4月21日(火) *キャンパスターミナルにて連絡
内定者ガイダンス	第1回 4月22日(水) 第2回 5月12日(火) 第3回 6月10日(水) 第4回 7月11日(土) 第5回 7月14日(火) *出席必須
出発時期	2020年8月

*上記のスケジュールは、変更される可能性があります。

*面接日は大学が指定します。面接期間中は授業以外の予定を空けておくようにして下さい。

*必要に応じて面接期間以外に個別面談を行うことがあります。その場合、日時は別途お知らせします。

目次

【プログラムの趣旨・概要】	2
1. 出願および選考について	3
(1) 出願条件	3
(2) 出願方法	3
(3) 学内選考基準	4
(4) 採用人数	5
2. 期間について	5
(1) 派遣期間	5
(2) 学籍上の取り扱い	5
3. 内定後の手続きについて	5
(1) 必要な手続き・書類の準備	5
4. 単位認定および留学中・帰国後の履修について	6
(1) 単位認定について	6
(2) 留学中と帰国後の履修について	6
(3) 言語教育科目(必修)の履修免除について(英語科目/日本語科目)	6
(4) 英語基準学生の日本語履修について(注意)	7
5. NBS 学位取得のための要件	7
6. プログラム修了のための要件	8
7. フランス語の自己学習について	8
8. 現在受給中の奨学金の留学期間中における取扱いについて	8
9. 留学にかかる費用について	8
10. 内定・合格の取消しならびに派遣の中止、中断について	9
11. APU への授業料支払いにつて	9
12. 免責事項・注意事項	10
(1) 海外実習時における注意事項	10
(2) プログラム中止や内容の変更	10
(3) プログラム参加決定後(合格発表後)の辞退について	10
(4) 査証(ビザ)の取得について	10
13. その他	10
(1) 個人情報の取扱いについて	10
(2) 姿勢	10
(3) 履修計画について	10
2019 年度 立命館アジア太平洋大学 Off-campus Study Program	11
別紙 学習計画表	

<ネオマビジネススクールについて>

ネオマビジネススクール(以下NBS)は、2013年4月にルーアンビジネススクールとランス経営大学院が合併し設立され、AACSB、AMBA、EQUISと3つの国際認証を取得しているフランス有数のビジネススクールです。

3つのキャンパスがあり、APUとの学部ダブルディグリー・プログラムを実施するCESEM(International Business Management)学部はReims(ランス)キャンパスにて開設されています。授業は全て英語で実施されます。APUでの学習を、高度に認定されたビジネススクールでの2年間学習し、卒業時の国際的なプロフィールがさらに強化されることが期待されます。またトリプルクラウン認定を取得しているビジネススクールは1%のみです。このプログラムは、このような教育機関で勉強できる絶好の機会です。この高く評価されている高等教育機関の通常の授業に加えて、このプログラムではフランスでの6か月のインターンシップの機会が含まれており、学習の一環として専門的な経験を得ることができます。

<注意事項>

- ・書類不備やデータの入力漏れがあった場合は選考の対象外となります。
- ・提出書類のコピーや入力情報の控えは、各自で控えておくようにしてください。

【プログラムの趣旨・概要】

このダブルディグリー・プログラムは、APUとNBSの学生が、所属大学の2年間と相手大学での2年間の留学をあわせて、合計4年間の学修を行い、両大学の学位取得が可能となるプログラムです。

取得できる学位

APU: 学士 (経営学) Bachelor of Business Administration
NBS: 学士 (国際経営) Bachelor of International Business Management

【NBSで所属する学部】

Centre d'Etudes Supérieures Européennes de Management (CESEM)

1.出願および選考について

(1)出願条件

No	条件	NOTE
1	国際経営学部に 2019 年秋セメスターに入学した 1 回生(フランス国籍の学生を除く)、 あるいは、 国際経営学部に 2020 年春セメスターに 1 回生として入学予定(フランス国籍の学生を除く)の者	国内学生、国際学生ともに応募できます。 日本語基準、英語基準ともに応募できます。
2	言語基準に達している者	TOEFL ITP 525、iBT 71 点以上、IELTS 5.5 以上、 TOEIC 700 点以上、英検準1級程度 ※ 2020 年 5 月 15 日までに、TOEFL ITP 550、 iBT 79 点以上、IELTS 6.0 以上が求められます
3	通算 GPA 基準を満たす者 (在学生のみ)	第1セメスター通算 GPA が 2.80 以上であること。
4	言語科目について 2020 年度春セメスター終了時に英語中級もしくは日本語初級を修得済みもしくは修得見込みの者	
6	フランス語を学習する意志のある者	
7	2020 年度春セメスターに、大学が推奨する右の科目を履修する意思のある者、もしくは修得済である者	2019 年秋入学 基礎数学、経営学入門 統計学、経済学入門、会計学、マーケティング入門 2020 年春入学 基礎数学、経営学入門、会計学、統計学、経済学入門

(2)出願方法

ダブルディグリー・プログラムの申請は以下のステップが必要です。注意事項をよく読み、申請を行ってください。

Step を完了しない場合は、申請不備となり選考を行いません。

また、複数回データ入力を行った場合は、入力日が新しいほうのみを受け付けます。

[Step 1] 証明写真(データ)および、3 つの書類を準備

オンライン申請の最後に①写真②経費支弁書③英語スコアのコピーをアップロードする必要がありますので、それらを事前に準備してください。

①証明写真(データ)

- ・正面を向き、帽子、マスク、サングラスなどは着用していない写真データを準備してください。
- ・なるべく過去 6 ヶ月以内に撮影されたものを使用してください。
- ・ファイル名は例に従い、「Photo_学籍番号(もしくは受験番号)_氏名(アルファベット)」としてください。

例) Photo_11111111_RITSUMEIHanako.jpeg

②経費支弁書 (PDF)

- ・経費支弁者にダブルディグリープログラムのウェブサイトより経費支弁書をダウンロードしてもらい、直筆署名をもらってください。その後、申請者自身も署名したものを提出してください。
- ・ファイル名は例に従い、「Financial_Support_学籍番号(もしくは受験番号)_氏名(アルファベット)」としてください。
例) Financial_Support_11111111_RITSUMEIHanako.pdf

③英語スコアのコピー (TOEFL/IELTS など)

- ・申請時には、ウェブスコアや期限切れスコアでの申請が可能です。ただし、合格後は原本のスコアコピーが必要です。
- ・英語基準学生も英語スコアを提出する必要があります。
- ・アドミッションズ・オフィスでは、入学試験時に提出されたスコアの返却は行いません。
- ・ファイル名は例に従い、「Score_学籍番号(もしくは受験番号)_氏名(アルファベット)」としてください。
例) Score_11111111_RITSUMEIHanako.pdf

[Step 2] オンライン申請(LimeSurvey / English Only)

- ・指定されている項目に記入がない場合、極端に文字数が足りない場合は選考を行いません。
- ・オンライン申請完了後は“Print your answers”をクリックし、申請内容を印刷し、保管しておいてください。ご自身の申請内容に関して質問がある際は、必ず印刷した申請内容を持参してください。印刷がない場合は疑義を受けつけません。

[Step 3]

2020 年度春入学者のみ: 高校の成績証明書もしくは調査書 (を郵送してください) * アップロードの必要はありません。

郵送先

〒874-8577 大分県別府市十文字原 1-1
立命館アジア太平洋大学
アカデミック・オフィス
ダブルディグリー・プログラム担当者宛
※3月19日(木)16:30 必着

(3)学内選考基準

選考は、申請書類、学修計画、語学運用能力、学業成績、面接、などの結果に基づいて、総合的に判断します。

出願時に提出するエッセイ

- 本プログラムへの参加目的が明確であるか。

語学運用能力

- 大学で勉強生活を送るにふさわしい英語運用能力を有していること
- TOEFL 審査(書類審査通過者のみ実施)
書類選考通過者には TOEFL 試験を実施します。TOEFL 受験料 3,820 円を書類選考結果通知時に示される日時までに証紙で支払ってください。証紙は学内で購入できます。

面接

- 目的意識、留学計画、学修計画が明確であること。
- 派遣国社会に溶け込むのに必要な適応性があり、自らの力で留学生活における困難を乗り越える力と、それに対する心構えを有していること。
- 十分な言語運用能力を保持していること。

(4)採用人数

10名

2. 期間について

(1) 派遣期間

2020年8月～2022年9月

2020年春入学者：第2 Semester～第5 Semester

2019年秋入学者：第3 Semester～第6 Semester

(2) 学籍上の取り扱い

- 留学中は、学籍状態が「通常」から「留学」に変更されます。
- 学籍が「留学」であるSemesterに、APUで履修することはできません。
- 学籍が「留学」であるSemesterに、セッション科目や放送大学等も履修することができません。
- 実際の出発時期は、2020年8月ですが、2020年度秋Semesterから学籍状態が「留学」になります。
- 2022年度秋SemesterからAPUへ復帰します。

[2020年度派遣の場合の学籍状態]

(春入学者の場合)

	1回生		2回生		3回生		4回生	
	① 2020春	② 2020秋	③ 2021春	④ 2021秋	⑤ 2022春	⑥ 2022秋	⑦ 2023春	⑧ 2023秋
APUでの学籍	通常	留学				通常		

(秋入学者の場合)

	1回生		2回生		3回生		4回生	
	① 2019秋	② 2020春	③ 2020秋	④ 2021春	⑤ 2021秋	⑥ 2022春	⑦ 2022秋	⑧ 2023春
APUでの学籍	通常		留学				通常	

※秋入学者の場合、帰国後APUにて一部の科目が希望する言語で開講されない可能性があります。

3. 内定後の手続きについて

(1) 必要な手続き・書類の準備

内定後、以下の書類を準備する必要があります。

- ① 留学申請としてNBSに提出
 - ・申請書(NBSより指示があります。)
 - ・高校の成績証明書(過去3年のもの ※英語標記) ※在學生はAPUの成績証明書(成績証明書は4月初旬から発行可能)。

② ビザ取得関係書類

- ・パスポート申請するビザの期間の最終日から3カ月以上の有効期間が残っており、ビザ用のページが見開きで2ページ以上あるもの。
- ・ビザ取得関係書類(残高証明書等、ビザ取得に必要な書類はフランス大使館のウェブサイト等でご確認ください)。

③ APU への書類提出

- ・誓約書
- ・留学願

④ 留学のための保険手続き

個人で既に参加している場合も、APU 及び NBS が指定する海外旅行保険、JCSOS 危機管理システム(J-TAS)への加入が必要です。保険加入に関する詳細は、内定者に第1回目のガイダンスで説明します。

⑤ 予防接種

ガイダンスにて別途説明します。

4. 単位認定および留学中・帰国後の履修について

(1) 単位認定について

- 派遣先での単位は、在学中のすべての単位認定を含め、APU の各セメスターの履修登録上限単位数に関わらず、60 単位を上限として認定を行います。
- 単位認定は、NBS の正規課程において修得した科目のうち、本人からの申請に基づき、教学部ならびに国際経営学部で審査の上、行います。
- APU の開講科目と全く関連性の無いもの(体育、芸術等)の単位認定は、原則として行いません。
- 単位認定の結果、NBS での単位が APU 設置科目に認定された場合、それ以後、APU にてその科目を履修登録することはできません。また、その科目をすでに APU で修得済の場合は、単位認定をすることはできません。
- 認定された単位は、成績評価欄に[T]として記載されます。
- このプログラムに応募する際は、申請時の履修状況と照らし合わせながら、NBS での履修科目や、帰国後の本学での単位認定と卒業及び進路について十分な計画を立てる必要があります。詳細は内定者ガイダンスで説明します。

(2) 留学中と帰国後の履修について

留学中を含む、本学での履修計画は、各自の卒業時期に関わる重要事項です。履修計画によっては、4年間で卒業ができなくなる場合があります。必ず各自の履修状況と所属学部のカリキュラムを確認し、しっかりと計画を立てて留学に臨んでください。

(3) 言語教育科目(必修)の履修免除について(英語科目/日本語科目)

入学基準言語と反対の言語を履修する場合、その履修開始レベルはプレイメントテストの結果により入学時に決定されます。ただし、渡航中に大学が指定する試験のスコアを取得し、APUで学習を再開する直前のセメスターに申請をして許可された場合に、英語科目/日本語科目の履修免除を受けることができます。申請の基準は言語により異なりますので、詳細は以下アカデミック・オフィスのホームページを確認してください。

<http://www.apu.ac.jp/academic/page/content0294.html/?c=17>

言語教育科目(必修)の履修免除に関するお問い合わせ: cleac@apu.ac.jp

(4) 英語基準学生の日本語履修について(注意)

英語基準学生で日本語科目が必修になっている学生は、APUを卒業するために日本語中級までの履修を完了する必要があります。春入学者の英語基準学生は、入学後1セメスター経過後にAPUを離れるため、日本語科目の必修科目全ての履修を終えずに留学に出て行く可能性が高く、その場合は、留学中に日本語能力試験を受けるか、留学後に日本語を再度履修することとなります。留学中に日本語を学習し、日本語能力を維持するのは大変な努力が必要なので、日本語科目の履修がうまくいくかどうか十分に検討して応募してください。

※母語が日本語で英語基準の学生は、日本語を履修する必要はありません。

5. NBS 学位取得のための要件

4年間で2つの大学を卒業するには、定められた科目ならびに240ECTS単位数をNBS及びAPUにて取得する必要があります。NBS在籍中は、NBSのアカデミック・アドバイザーと相談しながら、履修を進めることとなります。また、学修計画表(別紙参照)の通り、NBS、APUで一定の単位数を修得するため、計画的な履修を行う必要があります。

春(4月)入学生<単位修得モデル>

セメスター	受講大学	NBS 単位数	履修セメスター単位数内訳	APU セメスター単位数
セメスター 1	APU	32-36 ECTS	APUで修得した単位をNBSにて単位認定	16-18 単位
セメスター 2	NBS	120 ECTS	NBSにおいて各セメスター約15単位をAPUが申請に基づき単位認定	最大 60 単位
セメスター 3	NBS			
セメスター 4	NBS			
セメスター 5	NBS			
セメスター 6	APU	残りの単位	APUで修得した単位をNBSにて単位認定	相当する単位数
セメスター 7	APU			
セメスター 8	APU			
NBS 単位合計数		240 ECTS		

秋(9月)入学生<単位修得モデル>

セメスター	受講大学	NBS 単位数	履修単位数内訳	APU 単位数
セメスター 1	APU	64-72 ECTS	APUで修得した単位をNBSにて単位認定	32-36 単位
セメスター 2	APU			
セメスター 3	NBS	120 ECTS	NBSにおいて各セメスター約15単位をAPUが申請に基づき単位認定	最大 60 単位
セメスター 4	NBS			
セメスター 5	NBS			
セメスター 6	NBS			
セメスター 7	APU	残りの単位	APUで修得した単位をNBSにて単位認定	相当する単位数
セメスター 8	APU			
NBS 単位合計数		240 ECTS		

6.プログラム修了のための要件

①履修科目の指定

NBS での履修科目は派遣する学生のセメスター回生によって事前に定められています。派遣学生は学修計画表に記載されている科目を定められたセメスターに履修する必要があり、学修計画表に記載されていない科目の履修は原則として認められません。
※学修計画表別紙参照

②インターンシップ

NBS での学位を取得するためには、インターンシップが原則として必修となります。インターンシップは派遣中の最終セメスターに実施されます。
インターンシップは原則としてフランス国内で実施され、通常は 22 週間、最低でも 18 週間以上行う必要があります。インターンシップ先は、NBS が所有する約 6 万社の企業リストから学生個人が見つかる必要があります。インターンシップを日本や他の国で行うことはできません。
もしインターンシップ先が見つからなかった場合には、別途指定されている 30ECTS 単位分の科目履修を行います。

③言語科目

NBS での学位を取得するためには、英語、フランス語の履修が必須となります。英語もしくはフランス語が母語の場合別途、言語科目の履修が指定されます。

※NBS のカリキュラム改革などのため、NBS 卒業要件が変更になる場合があります。

7. フランス語の自己学習について

NBS では、授業は全て英語で実施されますが、NBS でフランス語の授業は必修となっているため、事前に日常会話レベルの学習を進めておく必要があります。

8. 現在受給中の奨学金の留学期間中における取扱いについて

現在授業料減免を受けている学生も、留学中は減免を受け続ける事が可能です。ただし、留学中にも継続審査があります。

*詳細はスチューデント・オフィスに確認をしてください。

9. 留学にかかる費用について

- 留学中には、以下のような費用がかかります。(NBS への入学金、授業料は不要)

1) 授業料	2) 宿舍費	3) 食費	4) その他
APU に納入	自己負担 (現地通貨)	自己負担 (現地通貨)	渡航費、書籍代、保険料*、パスポート、ビザ申請料、娯楽費、その他個人的活動に関わる費用等

* 大学指定の海外旅行傷害保険(2年間で約 20 万円)、危機管理支援システム(2年間で約 5 万円)への加入が義務付けられています。これらは、出発前に一括で支払う必要があります。また、フランス滞在中は、NBS が指定する健康保険への加入も必要です。

*寮費は 1 セメスターで概ね 1500 ユーロ台～3600 ユーロ台です。入居状況によっては、必ずしも入寮できるとは限りません。また NBS 学生寮に居住する場合も居住期間は最大1年間です。寮に居住できなかった場合は、NBS サポートの下キャンパス外にて居住先を探す必要があります。

〔留学先の生活費目安(年間)〕 約 100—150 万円

備考: 上記費用には APU 授業料は含みません。

月平均(めやす)

住居費 250-600 ユーロ(平均 400 ユーロ)

食事 150 ユーロ

教材 20 ユーロ

娯楽費 75 ユーロ

公共交通機関 25 ユーロ

その他 80 ユーロ

合計 750 ユーロ

10. 内定・合格の取消しならびに派遣の中止、中断について

以下のいずれかに該当する場合、プログラムの内定・合格を取り消し、もしくは派遣中止、中断となる場合があります。

- (1) APU もしくは NBS での成績不振により 4 年間でプログラムの修了ができないと判断される場合
2019 秋入学: 第 2 セメスターにおいて通算 GPA が 2.80 を下回った場合
- (2) 2020 春入学: 第 1 セメスターにおいて通算 GPA が 2.80 を下回った場合
2020 年春セメスター終了までに英語中級もしくは日本語初級を修得できなかった場合
- (3) 派遣先大学の言語要件(TOEFL PBT 550, iBT 79, IELTS 6.0)を 2020 年 5 月 15 日までに満たさなかった場合
- (4) 受入先大学の事情などによりプログラムの中止が適当と判断される場合
- (5) 懲戒の対象になるなど APU を代表する学生として適当でないと大学が判断した場合
- (6) 指定の海外旅行障害保険などに加入しない場合や、必要なガイダンスに参加しないなど、大学の指示に従わない場合
- (7) 派遣地域の安全上の問題により、大学が派遣中止決定をした場合
- (8) 負傷・病気等で留学が適当でないと大学が判断した場合
- (9) 不正行為を行った場合
- (10) その他、学生としての本文に反した場合

注意事項

2020 年 5 月 15 日までに指定の基準に満たない場合、派遣が取りやめになります。派遣内定後もしっかりと学習に取り組んでください。

原則として派遣が決定した場合は、プログラムの辞退はできません。

11. APU への授業料支払いについて

留学中は、原則、海外で学費支払手続きができません。国際学生、および国内学生のうち学費を自己負担している場合など申請者自身が経費支弁者の場合は、派遣内定後、所定の学費納付手続きをとり、派遣前に留学期間中に納付が必要な学費全額を自身のゆうちょ口座に入金する必要があります。多額の学費を経費支弁者が負担することになるため、申請前に十分に話し合ってください。なお個別に学費の確認を希望する場合は、内定後アドミニストレーション・オフィスへお問合せください。また学費納付方法について問題がある方は、内定後(あるいは申請前でも)、アカデミック・オフィスの担当者に別途相談をしてください。

12. 免責事項・注意事項

(1) 海外実習時における注意事項

本プログラムの実習期間中に、プログラムの当事者（APU、派遣先大学、現地機関）以外の第三者（組織、個人）による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟、それに関わる対応等の責任を負わなければなりません。プログラムの当事者（APU、派遣先大学、現地機関）はその責任を負いません。

(2) プログラムの中止や内容の変更

参加者の健康や安全を第一優先するため、実習先で天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、不可抗力に起因する事態が発生した場合やその他の事情等によりプログラムの中止や内容の変更を行う場合があります。プログラムの中止や内容が変更になる可能性も念頭においた上で、無理のない履修計画を行ってください。

(3) プログラム参加決定後（合格発表後）の辞退について

大学は皆さんがプログラム申請をした時点で参加の意思があるものとして選考を行います。従って、プログラム参加決定後（合格発表後）の辞退は認められません。申請する際は、事前にプログラム内容をよく確認し、辞退することがないように準備を行ってください。

(4) 査証（ビザ）の取得について

出発から帰国までに必要となるビザを確認の上、学生本人の責任で申請してください。必要となるビザは、学生の国籍や派遣国・地域、滞在期間などによって異なります。必要となるビザ（トランジットビザを含む）および必要書類等は各大使館のホームページ等で各自確認してください。なお、ビザ申請要件は予告無しに変更される場合がありますので、最新情報を入手するようにしてください。入学許可書到着後すぐにビザを申請するようにしてください。

13. その他

(1) 個人情報の取扱いについて

プログラム参加に関わる調整・手続きを進める上で、第三者（APU 教職員、APU ヘルスクリニック、派遣先大学・機関、旅行代理店、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、日本および参加学生の母国、ならびに派遣国の大使館、領事館、外務省等）に対して個人情報を提供することがあります。提供する情報には、氏名、性別、国籍、E メールアドレス、生年月日、パスポート番号、健康に関わる情報があります。

(2) 姿勢

プログラムでの経験が有益なものになるかどうかは、参加者自身の姿勢や努力が大きく左右します。海外で異文化を受け入れる柔軟性や積極的な学習姿勢を持つことが必要です。各自でプログラムの参加目的をしっかりと決めてください。なお、派遣前に行うガイダンスへの出席は必須です。無断欠席は認めません。その他、書類の提出期日は必ず守ってください。また、プログラム参加中は大学が定めたルールを守らなければなりません。大学が定めたルールとは、別途「プログラムに参加するにあたっての遵守事項（誓約書）」の他、自動車・バイク運転、レジャースポーツの禁止があります。

(3) 履修計画について

本プログラムによる履修科目・修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認してください。プログラム合格後に問題が判明した場合も、履修の特別配慮等はありません。自己の責任において、プログラムへの応募を行ってください。

Off-campus Study Program(単位認定留学(EXPLORE)及び APU グローバルリサーチプログラムを除く)に参加するにあたっての遵守事項

1. 基本姿勢

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Study Program(以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館アジア太平洋大学(以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関(以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。
- (4) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消・帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任で行うこと。
- (2) 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システム(J-TAS)等へ加入すること。
(海外プログラムのみ)
- (3) 既往症等ある場合は、申し出ること。
- (4) 「Off-campus Study Program 参加学生 健康状況および学習面における支援自己申告書」を提出すること。
- (5) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (6) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。

3. 経費および補償

- (1) プログラムに要する費用(実習費・宿泊費・交通費・保険料等)は、指定の期日までに納入すること。
- (2) 募集要項に定める所定の期日後に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、必要経費(派遣先から本学に請求された必要経費を含む)を負担すること。
- (3) 天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先に損害賠償を要求せず、3.(2)と同様の費用を負担すること。
- (4) 本人の不注意または本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない。本学、派遣先はその責任を負わない。

4. 入国・帰国（海外で実施されるプログラムのみ）

- (1) プログラム実施期間前に個人で入国してはならない。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならない。派遣先国の滞在期間延長は、認められない。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、本学が必要と認めたプログラム(海外交換留学、共同学位プログラム、短期サマープログラムおよび短期ウインタープログラムを含む)においては、本学が事前のガイダンスで指定する方法により、出国日および帰国日を事前に大学に申告するとともに、自己責任で現地集合し、帰着するものとする。

5. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。

【 アカデミック・オフィス／ダブルディグリー・プログラム担当 】

TEL : 0977-78-1101 / FAX: 0977-78-1102

E-mail : dudp@apu.ac.jp

担当者 : ヤーコブ・小野